

玖珠町第6次総合計画



令和3年3月
大分県 玖珠町

玖 珠 町 章

(昭和43年4月1日制定)



玖珠町のシンボルとなる町章は広く町民から募集を行い、「郷土の代表的なシンボルである万年山と育林の伸びゆく姿」を表しています。

町 木

ケヤキ

「利用価値が高いうえ、初春には若葉、秋には紅葉し、さらにすくすくとまっすぐに育つことからたくましい若い息吹が感じられる」として選考されました。

クスノキ

「伐株山民話」にもあるように玖珠町のイメージに合うことから選考されました。

(平成2年3月15日制定)

町 花

レンゲツツジ

美しい緑と澄んだ空気と水のある町で、花を加えて豊かな情緒を育むまちづくりをするため、玖珠町のシンボルとなる最もふさわしい花を公募し選定審査会で決定しました。

(昭和48年2月1日制定)

町 民 憲 章

昭和60年3月1日制定

わたしたちは、玖珠町民であることを誇りとし、次のことばを定め、豊かで明るい童話の里づくりを目指します。

- 自然を愛し 美しいふるさとを守ります
- おとしよりを敬い 子どもの夢を育てます
- 汗して働くことを喜び 誇りにします
- みずから学び 文化のかおりを高めます
- とともに語り合い 心のふれあいを大切にします



は じ め に

平成から令和へと新しい時代を迎え、
玖珠町においても新たな未来を切り拓く
第6次総合計画が令和3年度からスタートします。

玖珠町では、これまで5次にわたり総合計画を策定し、町民憲章に掲げる久留島武彦の精神を継承しつつ、その時々時代の背景や社会・経済情勢の変化に対応しながら、総合的、計画的にまちづくりを進めてきました。

一方、近年の我が国では、地球規模での気候変動に伴う大規模な自然災害が発生しており、令和2年の豪雨災害では玖珠町においても、甚大な被害をもたらしました。また、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、経済のグローバル化、技術革新に伴うデジタル化の進展など、目まぐるしく変化する社会情勢や新しい課題への対応が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が、世界的に流行し、人々の暮らし等、社会全般に大きな影響を及ぼしています。玖珠町が持続可能な発展を遂げていくためには、新しい生活様式の定着とともに、これらの課題に時機を失することなく的確に対応することが求められています。

このような社会情勢や課題に対応しながら、町民の皆様とともにより良いまちづくりを進めるため、「時代を担うこどもとともに、未来をつくるまち～住んでよかった童話の里～」を新たにめざす将来像として掲げ、令和12年度までの10か年を期間とした「玖珠町第6次総合計画」を策定しました。

今回の計画では、「「とことん！玖珠町」～くす魅力発見トーク～」や様々な委員会等で意見を出し合い、課題や夢を共有しながら策定を進め「地域力日本一」の実現にむけた計画としています。

さらに、それぞれの役割と責任を果たすため“協働”による取組、成果指標を設定し、その結果を公表することで、町民の皆様と“共感”を深め、より開かれた町政を推進してまいります。

今後は、「このまちに住み続けたい」と思うことができる、まちづくりの実現に向け、町民の皆様と共に力を合わせて取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました町民の皆様や策定委員をはじめ、慎重なるご審議を賜りました総合行政審議会委員など関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

玖珠町長 宿利 政和

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけと役割	3
3 計画の概要	5
第2章 玖珠町を取り巻く状況とこれからの課題	7
1 位置・地勢	7
2 玖珠町の沿革（歴史）	7
3 人口・世帯	9
4 労働力・産業・地域経済	11
5 財政	14
6 アンケート調査による住民の意識	16
7 玖珠町を取り巻く社会情勢	21
第2部 基 本 構 想	27
第1章 玖珠町が目指す未来の姿	28
1 まちづくりの基本理念	28
2 将来を見据えた、明るい未来のある玖珠町の実現	30
第2章 まちづくりのフレーム	31
1 人口指標	31
2 住民の幸福感・暮らしやすさの指標	33
第3章 まちづくりの施策（分野ごとの施策）	34
基本施策1 地域に活力があふれるまちづくり	34
基本施策2 健やかに自分らしく生きるまちづくり	34
基本施策3 未来へつなぐひとづくり	35
基本施策4 にぎわいと活気を興すしごとづくり	35
基本施策5 住み続けたいまちづくり	36
基本施策6 明日を築くまちづくり	36
施策体系	37
第3部 前 期 基 本 計 画	39
序章 基本計画について	40
1 基本計画の目的と計画期間	40
2 基本計画の見方	40
3 計画の推進	41
基本施策1 地域に活力があふれるまちづくり	42
施策1-1 住民協働・地域コミュニティの充実	42
施策1-2 まち・地域づくりの担い手の育成	45
施策1-3 移住・定住の促進	47
施策1-4 関係・交流人口の創出	49
施策1-5 男女共同参画社会の実現	51

基本施策2	健やかに自分らしく生きるまちづくり	53
施策2-1	健康づくり・保健衛生の充実	53
施策2-2	地域福祉の充実	56
施策2-3	子育て支援の充実	58
施策2-4	高齢者福祉の充実	60
施策2-5	障がい者福祉の充実	63
施策2-6	人権尊重社会の実現	65
基本施策3	未来へつなぐひとづくり	67
施策3-1	幼児・学校教育の発展と青少年の健全育成	67
施策3-2	生涯学習の推進	71
施策3-3	文化財の保護と活用	74
基本施策4	にぎわいと活気を興すしごとづくり	76
施策4-1	農林業の振興	75
施策4-2	商工業の振興	81
施策4-3	観光の振興	84
基本施策5	住み続けたいまちづくり	86
施策5-1	都市機能の整備（公共交通・道路・上下水道・情報通信基盤）	86
施策5-2	循環型社会・環境保全の取組	90
施策5-3	土地利用・景観保全の取組	92
施策5-4	生活基盤の整備（住まい・新しい生活様式・公園・緑地）	94
施策5-5	防災・消防・減災・事前復興の取組	97
施策5-6	防犯・交通安全対策	100
基本施策6	明日を築くまちづくり	102
施策6-1	健全な行財政運営	102
施策6-2	適正な公共施設等の維持管理	104
施策6-3	玖珠美山高校の存続の取組	106
資 料 編		109
資料1	策定体制・策定経過	110
1	策定体制	110
2	協議組織・策定経過	111
資料2	諮問・答申	115
資料3	SDGsの取組について	117
1	SDGs（17の目標）の概要	117
2	SDGs（17の目標）に対応した計画施策体系	119
資料4	用語説明	121

第 1 部 序 論

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

玖珠町では、平成23年度に玖珠町第5次総合計画（平成23年度～令和2年度）を策定し、住民が最も身近に感じられる「町民憲章」を踏まえ、「自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りをもてる 心のふるさと 玖珠」を基本理念に掲げ、まちづくりに取り組んできました。

一方で、人口減少、少子高齢化の進行をはじめ、住民の暮らしを支える地域社会や住民の意識の変化、町内外を取り巻く社会的、経済的な影響を踏まえ、これからの時代にふさわしいまちづくりが求められています。

また、地方の自主性、自立性を強化し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の魅力を高める地方創生のまちづくりを住民と行政が協力して進めていく必要があります。

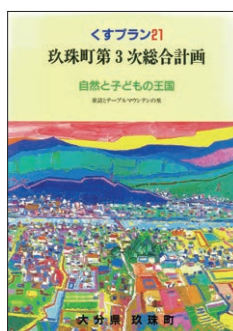
そこで、玖珠町第5次総合計画が令和2年度で終了することを機に、新たな10年間のまちづくりの指針となる基本構想を掲げるとともに、令和3年度から令和7年度を目標年次とする前期基本計画を策定するものです。令和8年度から令和12年度の後期基本計画については、前期基本計画期間が終了後、事業の点検・評価を行い、後期基本計画に反映させるものとします。



第1次
昭和48年3月～



第2次
昭和61年3月～



第3次
平成5年7月～



第4次
平成13年6月～



第5次
平成23年3月～

2 計画の位置づけと役割

総合計画は、町政の最上位計画に位置づけられ、玖珠町の将来像や基本的な行政の取組を定める10年間の長期計画であり、住民と行政が互いに協力し、工夫しながら進めるまちづくりの指針となるものです。

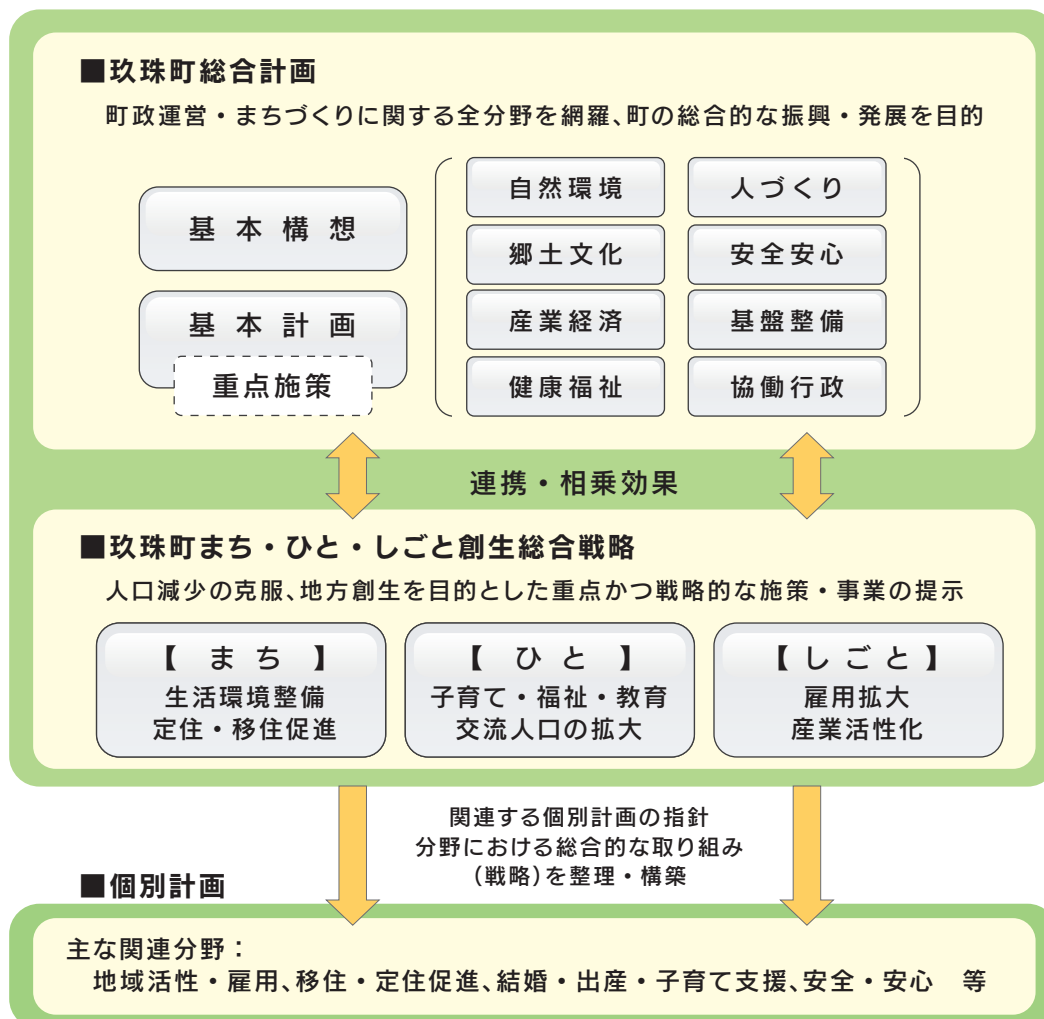
一方で、玖珠町ではこれまでも多くの分野で個別計画を策定しています。これらの計画は、それぞれの分野の法制度の制定・改正や直面する課題等に対応するために、町政運営上、必要に応じて策定してきたものです。

そのため、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応するため、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

第2期まち・ひと・しごと総合戦略との整合

まち・ひと・しごと創生法第10条に定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけられ、国、県及び玖珠町の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、まちの創生に向けた戦略的な取組との整合を図ります。

図表 総合計画と人口ビジョン・総合戦略との関連



SDGsによる取組

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）・169のターゲットから構成されています。

SDGsの目標（ゴール）は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とはスケールが異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、本計画においても、こうした流れを踏まえた取組が求められます。

そこで、本計画においては、基本目標ごとにSDGsの目標（ゴール）を関連付け、計画の推進を通じて、SDGsの目標（ゴール）に向けて取り組むこととします。



3 計画の概要

(1) 計画の目標年次と計画の概要

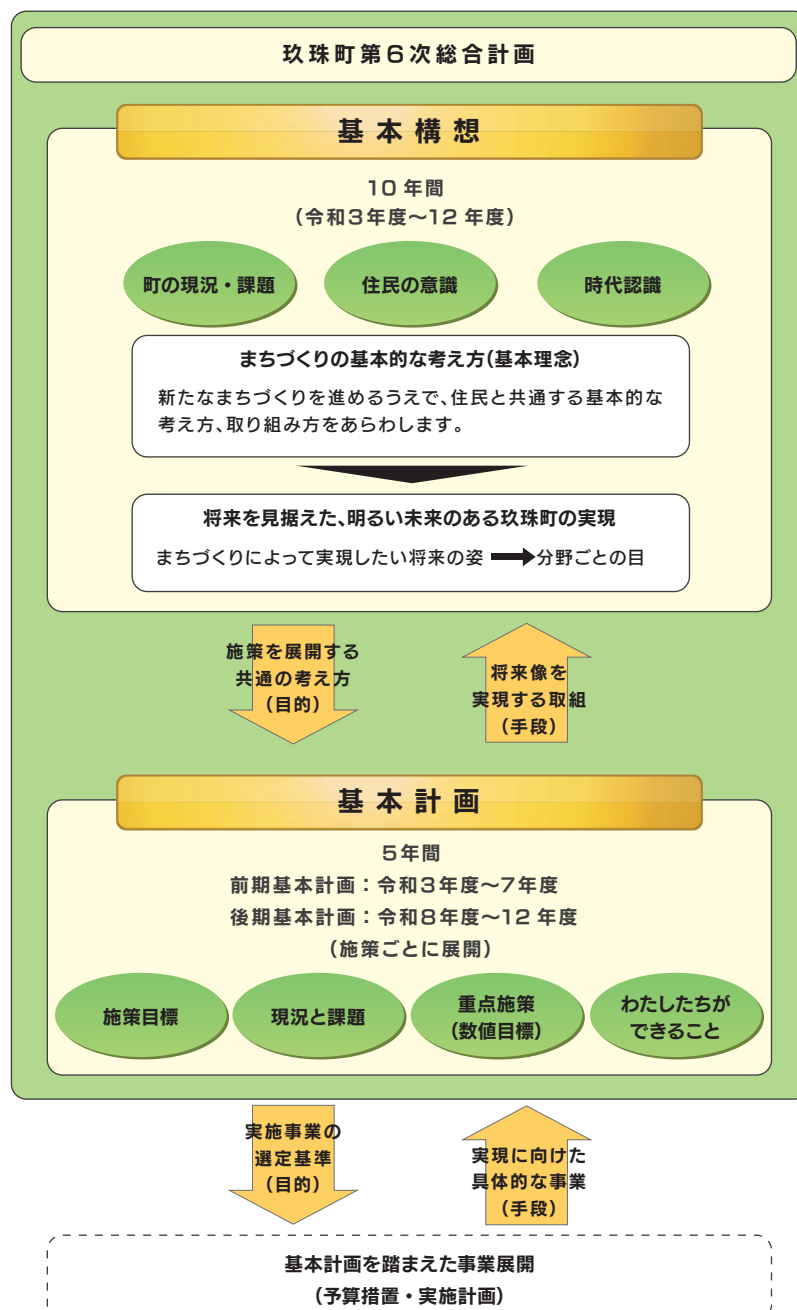
玖珠町第6次総合計画は、「基本理念」と「目指すまちの姿（将来像）」を一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、10年間の「基本構想」としてまとめます。

また、「基本計画」では、時代の変化や住民のニーズに対応し、柔軟な見直しができるよう、その期間を5年間とし、施策ごとに「現況・課題」、「目指すまちの姿」、「主要施策（指標）」、「協働※による取組方針」を示します。

※協働：

異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、ともに汗をかいて成果をだすこと。

図表 計画の目標年次と計画の概要



(2) 計画の構成と計画期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

基本構想

基本構想では、各分野の「めざすまちの施策」を明らかにしたうえで、その実現に向けた「まちづくりの施策（分野ごとの施策）」と「施策体系」を示します。

基本計画

基本構想で示されたまちづくりを実現するための「重点施策」を示します。

なお、令和3年度から令和7年度までの5年間を前期計画、令和8年度から令和12年度までの5年間を後期計画とします。

実施計画

基本計画で定めた重点施策を実現するために各年度の取組（事務事業）を実施する計画であり、予算編成の指針となるものです。

実施計画の計画期間は3年間としますが、社会経済や財政状況等を勘案しつつ、柔軟に対応できるよう、毎年度、行政評価の結果等を踏まえて見直しを行い、目標達成に向けて取り組みます。（ローリング方式により毎年度見直し）

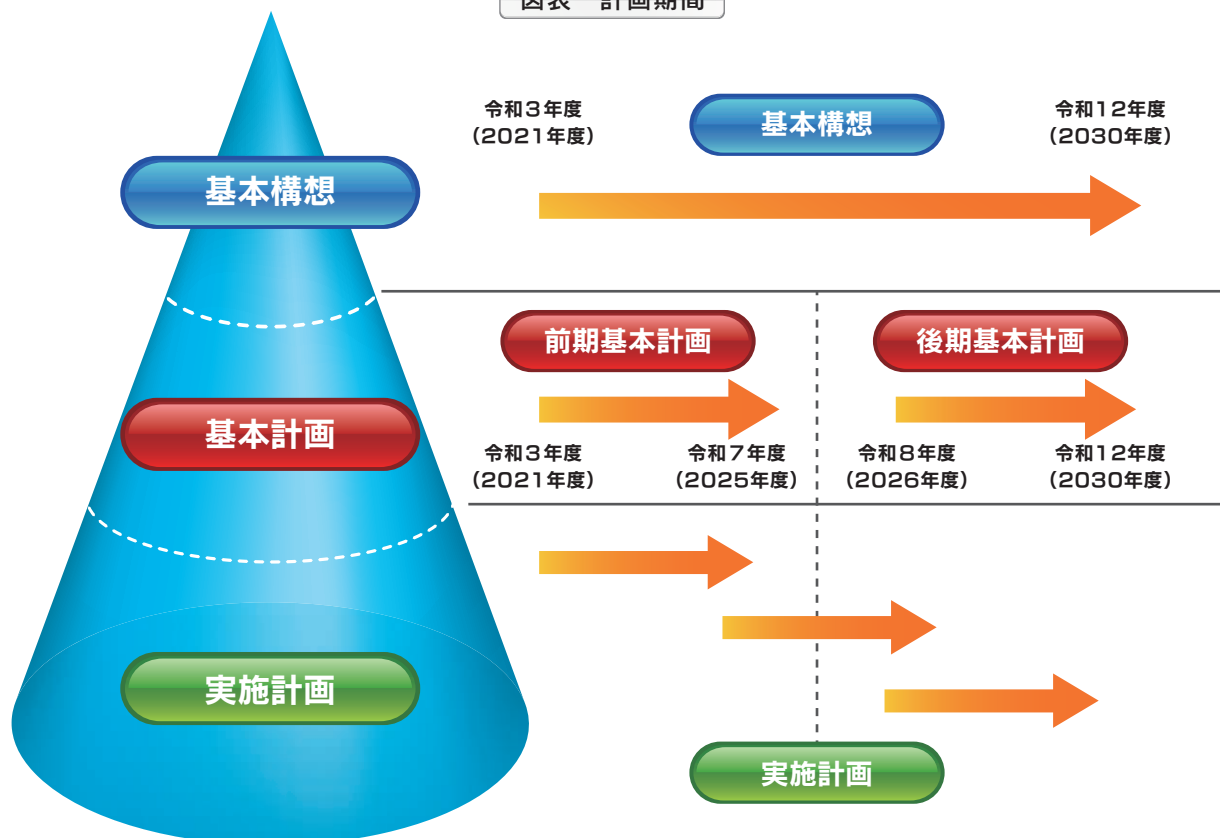
基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

〔基本構想〕 令和3年度(2021)～令和12年度(2030)

〔基本計画〕 前期 令和3年度(2021)～令和7年度(2025)

後期 令和8年度(2026)～令和12年度(2030)

図表 計画期間



第2章 玖珠町を取り巻く状況とこれからの課題

1 位置・地勢

玖珠町は大分県の西部に位置し、東側は九重町、由布市、西側は日田市、北側は中津市、宇佐市、南側は熊本県小国町に隣接しています。総面積は286.60km²で、大分県全体の4.5%を占めています。

筑後川の上流に位置し、その源流となる玖珠川が東西に貫流しています。この玖珠川やその支流には、三日月の滝、慈恩の滝、清水瀑園等の名瀑や湧水池等、水が演出する多様な地形がみられます。

玖珠盆地を取り囲んでいる万年山、岩扇山、伐株山等は、全国でも珍しいメサと呼ばれる台地状の地形となっています。また、玖珠町の北側には耶馬溪、南側には九重連山、東には4,000haに及び日出生台原野が広がっており、豊かな山なみの懷に抱かれた、落ち着いた静かな玖珠の佇まいを醸し出しています。

2 玖珠町の沿革(歴史)

原始・古代

玖珠町の遺跡をみると、旧石器時代は山浦や日出生台等の高原台地や玖珠盆地内の丘陵上に生活の痕跡がみられ、縄文時代には玖珠川流域にも生活域が広がります。稲作が始まった弥生時代は河岸段丘や扇状地の微高地に生活の場が移り、古墳時代になると盆地内のほぼ全域まで生活域が広がっていきます。奈良時代の発掘例はほとんどありませんが、豊後国風土記や大宰府で出土した木簡から、すでに「クス」という名前が使われていたことがわかっています。

玖珠町内の遺跡や出土した遺物をみると、玖珠町は九州の西側地域からの文化的影響を受けていると考えられます。これは、筑後川の最上流域という地理的影響によるものと思われます。時代別の特徴をみると、弥生時代の倭国大乱に関係する白岩遺跡(山頂型高地性集落:大字四日市)やヤマト朝廷との関係をうかがわせる亀都起古墳(前方後円墳:大字大隈)、文字の存在を裏付ける円面硯の出土(西田遺跡:大字小田)等が挙げられます。

中世

平安時代、玖珠郡内に荘園が成立し、都から下向したといわれる清原正高が玖珠郡を支配したといわれています。正高が都に帰った後は、子の正通が跡を継ぎますが、その清原氏は代を重ねるにつれて郡内一帯の開発を進めるとともに、開発地の地名を冠して独立していきました。これが中世玖珠郡を「国侍持切ノ国」と表現した玖珠郡衆につながります。

玖珠郡は東西南北に通じる道がある交通の要衝地でした。南北朝時代には伐株山城が南朝方の九州最大拠点となり、戦国期には玖珠郡が大友氏の本拠である府内への侵入を防ぐ防衛ラインとなりました。大友氏の支配下にあった戦国期は、「玖珠郡衆」という在地の集団が治めていましたが、大友氏が改易にされると、秀吉の家臣毛利高政が角牟礼城（史跡角牟礼城跡：大字森）の改修を行い、日田・玖珠を治めました。

近世

江戸時代は大きく森藩領と幕府領に分けられます。毛利は佐伯藩に転封となり、代わりに森藩を治めたのは村上水軍のひとつ来島氏（のち久留島氏）で、豊後で一番小さな藩でした。江戸時代後期には8代藩主が森陣屋背後の三島宮を大改修し、今も残る庭園（名勝旧久留島氏庭園：大字森）や建造物群（県有形文化財栖鳳楼等：大字森）を整備しました。

近代

明治時代、森陣屋跡におかれた玖珠郡役所周辺は玖珠郡8か町村の中心地として栄えました。郡内の交通網の整備が進み、明治24年の中津港道開通、昭和9年の久大線全通、国道210号の整備は町の発展に大きく寄与しました。それに伴い、玖珠町の中心部も森陣屋周辺から豊後森駅周辺、国道210号沿いと南下していきます。また、中津港道の開通をきっかけに発展した耶馬溪地域を中心とする中津玖珠の観光の歴史は、「やばけい遊覧」としてまとめられ、2017年に日本遺産に認定されました。

現代

昭和30年に4か町村（森町、玖珠町、北山田村、八幡村）が合併して現在の玖珠町が生まれました。昭和40年代に当町出身の口演童話家久留島武彦の精神を受け継ぐ「童話の里」構想を打ち出し、久留島武彦の口演童話50年を記念して建立された童話碑と日本童話祭はその象徴となりました。

玖珠町は、まちづくりの基本理念の中に「童話の里づくり」を今も受け継ぎ、次代を担う子どもを中心に「人」が主役となるまちを目指しています。



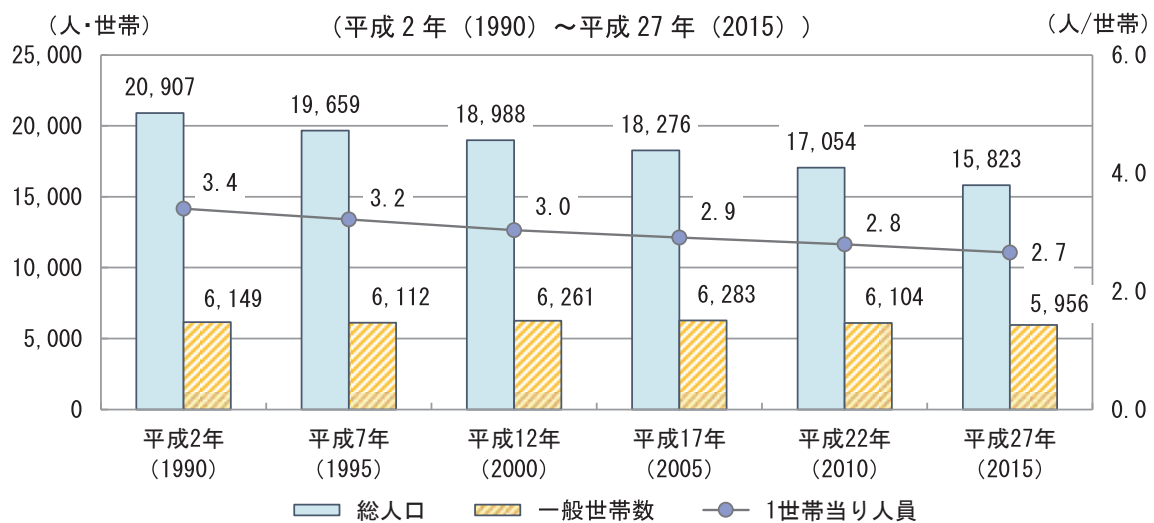
3 人口・世帯

(1) 総人口・一般世帯数の推移

国勢調査による玖珠町の総人口は減少傾向にあり、平成27年(2015)では、15,823人、平成17年(2005)からの10年間で、2,453人(年平均約245人)減少しています。

また、一般世帯[※]数については、平成22年(2010)に減少へ転じ、平成27年(2015)で5,956世帯、一世帯当たりの人員についても2.7人/世帯となっています。

図表 総人口・一般世帯の推移



※一般世帯：

住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯のこと。

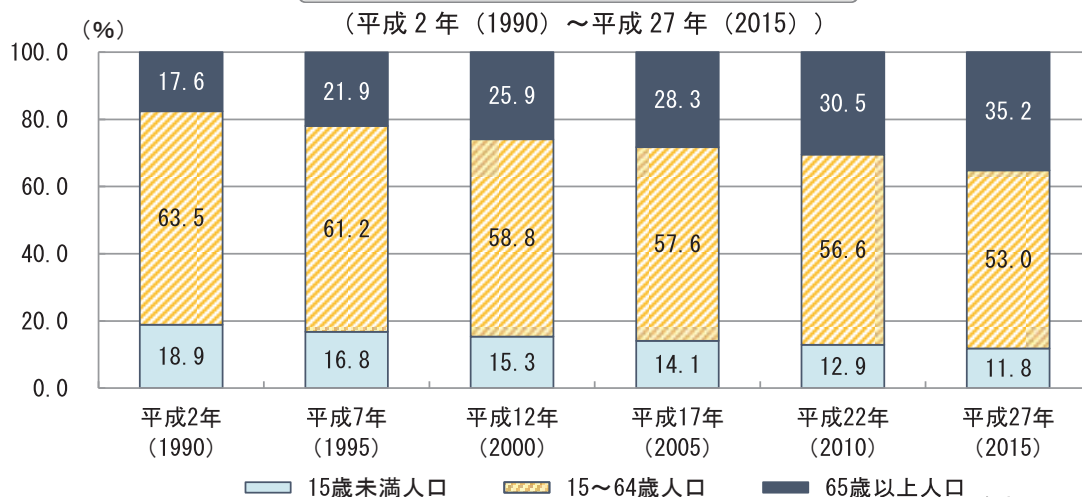
資料：国勢調査

(2) 年齢別人口の推移(構成比)

国勢調査による年齢別(3区分構成比)の推移をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は漸減する一方、65歳以上人口は増加しており、少子高齢化の進行がみられます。

平成2年(1990)以降、平成27年(2015)までの間に15歳未満人口は7.1ポイント、15～64歳人口は10.5ポイント減少し、65歳以上人口は17.6ポイント増加しています。

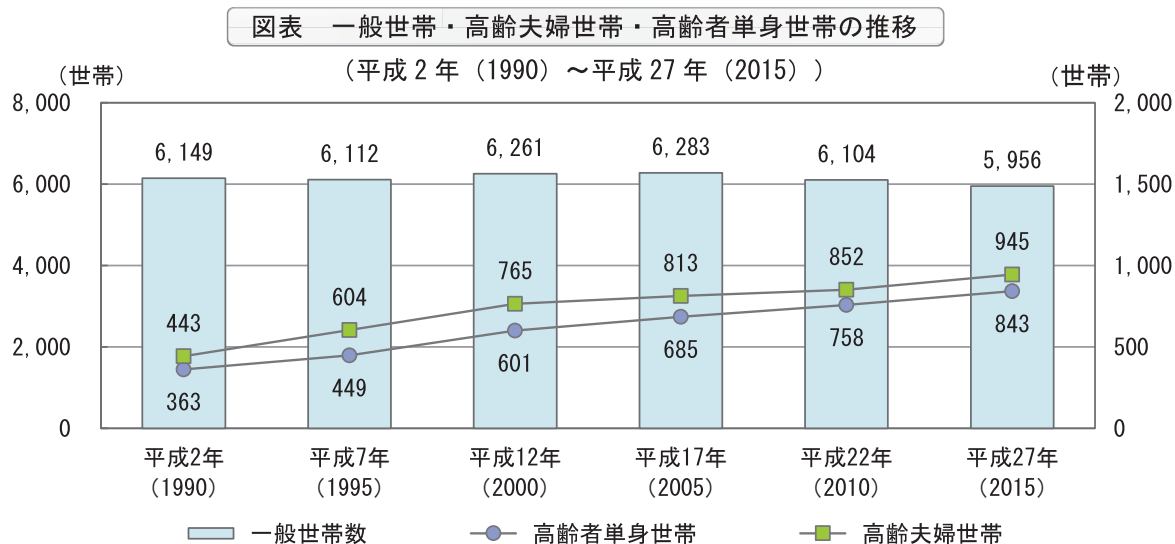
図表 年齢別人口割合の推移(年齢3区分)



資料 国勢調査

(3) 世帯状況の推移

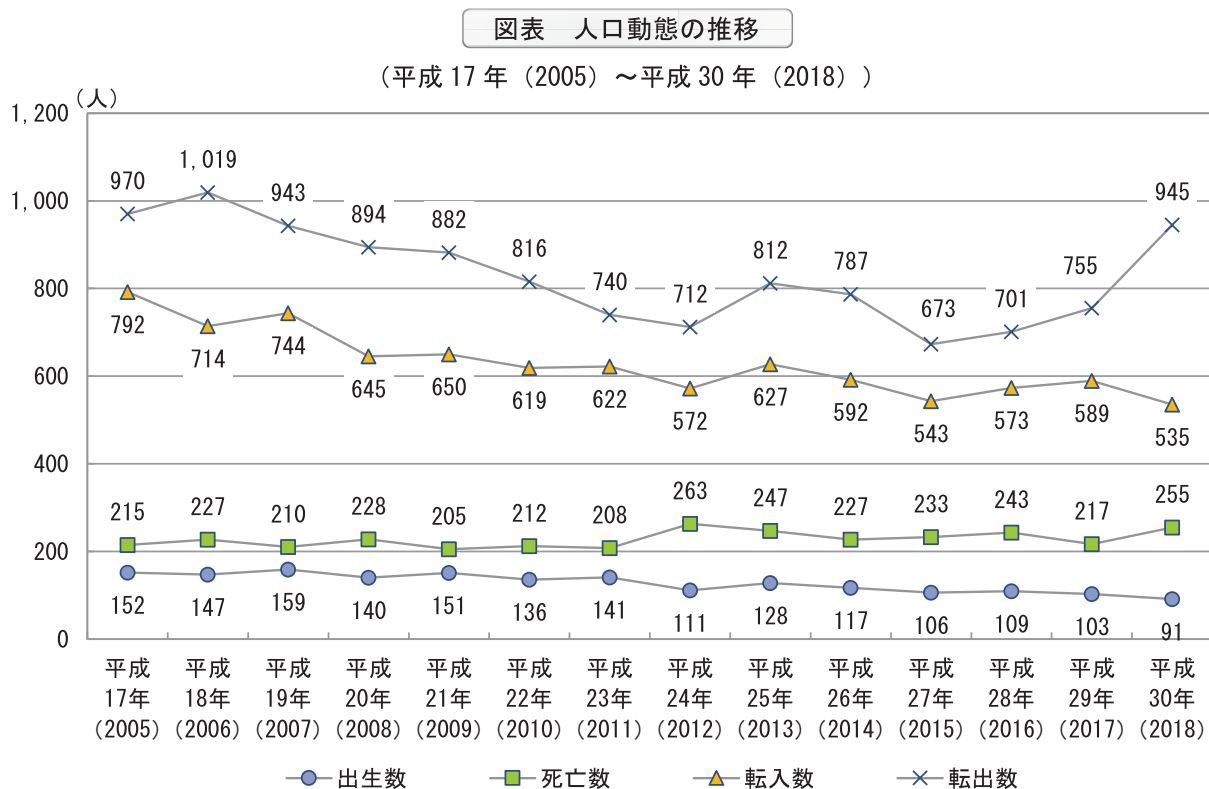
国勢調査による世帯状況の推移をみると、平成22年（2010）より一般世帯数が減少する中で、高齢者のいる世帯は増加傾向にあります。平成2年（1990）と比較すると、高齢者単身世帯※1、高齢夫婦世帯※2ともに、2倍以上増加しています。



資料 国勢調査

(4) 人口動態

玖珠町の人口動態は、死亡者数や転出者数が、出生者数や転入者数を上回る傾向が続いており、人口減少が進んでいます。



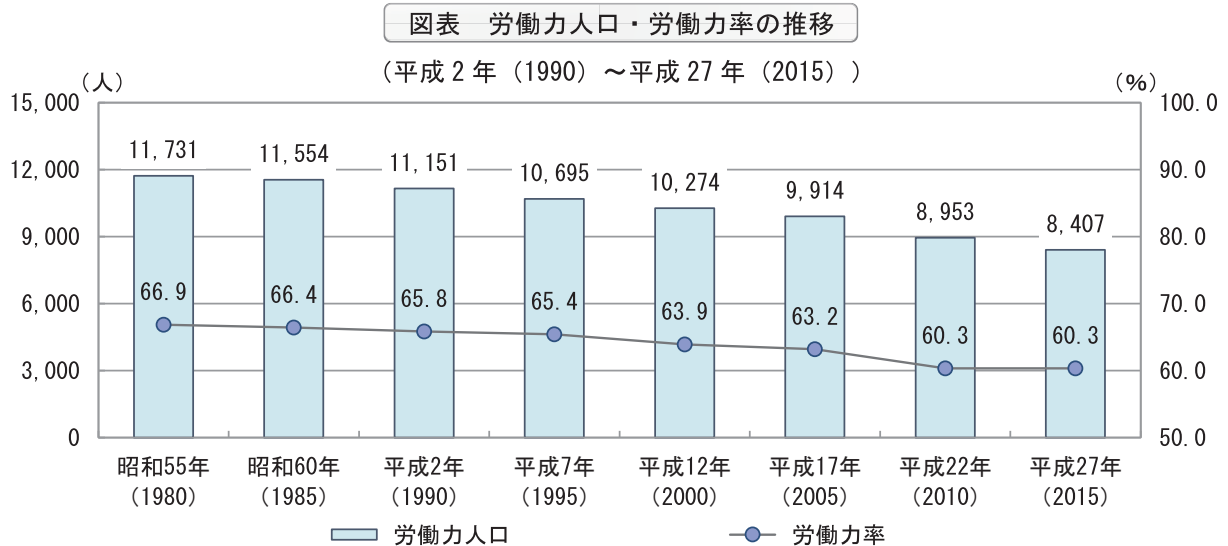
資料：人口動態統計

4 労働力・産業・地域経済

(1) 労働力人口

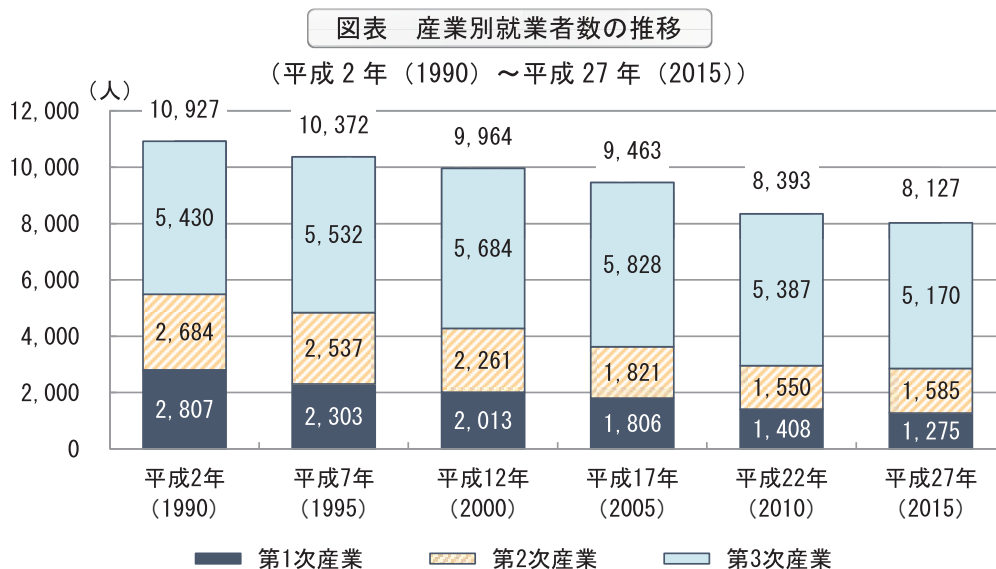
国勢調査による労働力人口の推移をみると、平成27年（2015）は8,407人となっており、減少傾向にあります。

また、労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）についても緩やかに減少していますが、平成27年（2015）は60.3%と横ばいの状態にあります。



(2) 産業別就業者数(就業構造)

国勢調査における労働人口及び産業別就業者数の推移をみると、すべての産業において従事する就業者数が減少しています。平成27年（2015）においては町内就業者の半数以上（5,170人）が第3次産業に従事しています。



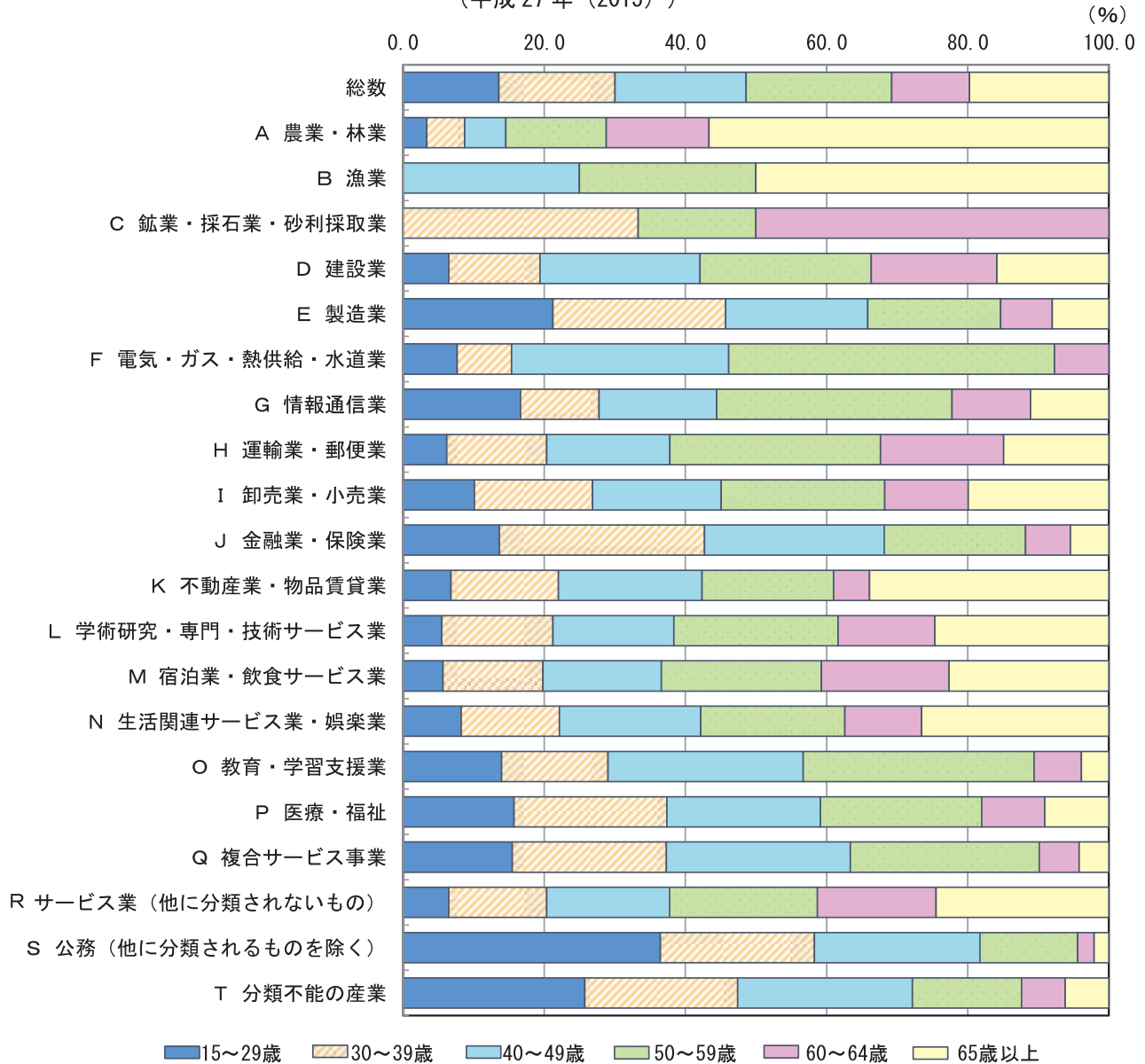
※ 総就業者数は、分類不能の就業者数を含みます。

資料：国勢調査

平成27年（2015）国勢調査による産業別大分類の年齢構成をみると、公務を除くすべての産業で40歳未満の占める割合が半数以下となっており、将来において担い手不足が懸念されます。

図表 産業別（大分類）の年齢構成

（平成27年（2015））

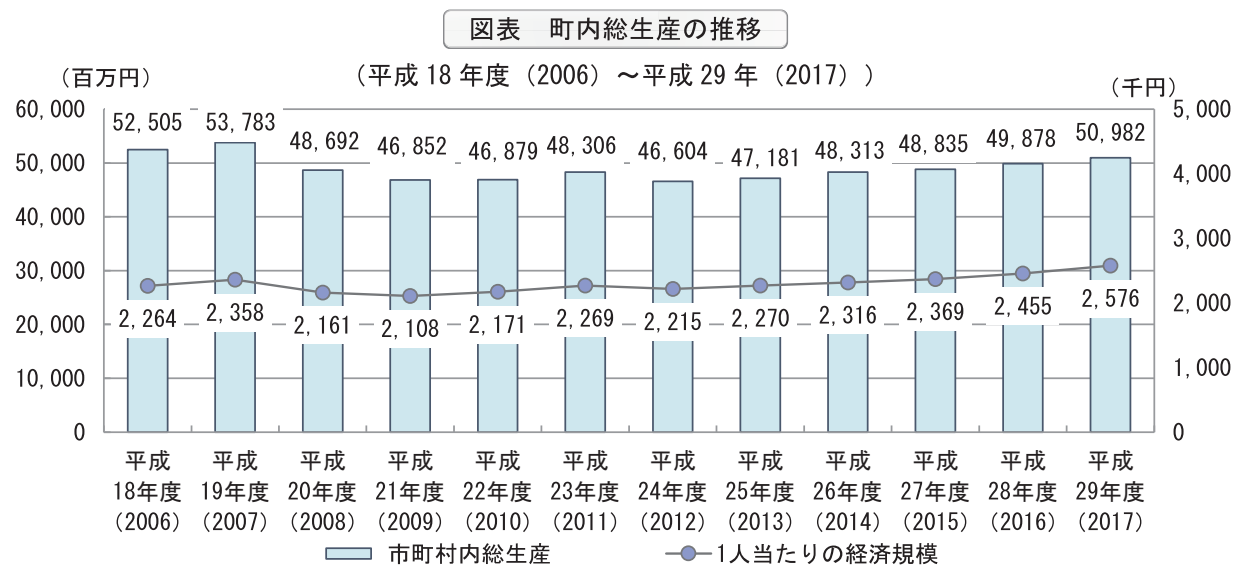


資料 国勢調査

(3) 町内総生産・1人当たりの経済規模

平成18年度(2006)から平成29年度(2017)の町内総生産※は、平成19年度(2007年度)がピークとなっており、平成21年度(2009)までは減少推移にあり、その後は各年で増減がみられますが、平成25年度(2013)には増加へ転じており、平成18年度から平成29年度の町内総生産額の平均は490.6億円、1人当たりの経済規模の平均は229.4万円となっています。

なお、平成29年度の町内総生産額は、509.8億円、1人当たりの経済規模の平均は257.6万円となっています。



※町内総生産：

1年間に町内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいいます。これは、町内の生産活動に対し、各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から中間投入(原材料、光熱費等の経費)を控除したものです。

なお、ここでいう「生産」には、農業、製造業等の物的生産のほか、卸売り・小売業、金融・保険業等のサービス生産や、農業や水産業等で自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居(持家)のサービス等本来貨幣交換を伴わないものも含まれます。

資料：大分県市町村民経済計算書(平成29年度)

5 財政

(1) 基金の状況

全体の基金現在高は、平成27年度をピークに減少しており、令和元年度の決算では平成27年度から24%減の38億5千万円程度となっています。

減少の大きな要因としては、災害復旧に伴う財政調整基金※の繰り入れや、大型事業の建設費用に伴う繰り入れが挙げられます。

図表 基金の状況

(平成16年度(2004)・平成27年度(2015)～令和元年度(2019))

(単位：千円)

区 分	平成16年度 (2004)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
財政調整基金	650,917	1,597,688	1,436,296	1,317,795	1,058,643	927,065
減債基金	501,637	713,936	714,113	707,947	826,288	768,501
その他基金	2,989,903	2,764,204	2,864,602	2,966,426	2,135,788	2,157,111
合 計	4,142,457	5,075,828	5,015,011	4,992,168	4,120,719	3,852,677

※財政調整基金：

地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害等必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するもので、地方財政法に規定されています。

(注) 図表では、平成16年度(行財政改革緊急4ヶ年計画の実施前)と直近5か年の決算額を記載しています。

資料：地方財政状況調査

(2) 普通建設事業費と町債現在高の状況

普通建設事業費は、大型公共施設の整備により増加しましたが、これに伴う町債発行額及び現在高も増加傾向となっています。

また、地方交付税の財源不足分を補う臨時財政対策債※については、後年度に全額交付税措置されるものの、町債現在高の増加要因となっています。

図表 普通建設事業費と町債現在高の状況

(平成16年度(2004)・平成27年度(2015)～令和元年度(2019))

(単位：千円)

区 分	平成16年度 (2004)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
普通建設事業費	1,744,658	1,303,202	1,417,415	1,690,556	3,433,777	1,406,029
町債発行額	814,632	799,500	507,600	706,400	1,705,600	709,000
町債現在高	6,725,544	6,962,658	6,769,842	6,688,649	7,712,262	7,748,386
うち臨時財政対策債現在高	1,243,500	3,447,481	3,474,094	3,482,358	3,465,610	3,379,300

※臨時財政対策債：

地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額国が負担します。

資料：地方財政状況調査

(3) 経常収支比率等の状況

経常収支比率※¹については、平成29年度に90%を超え、令和元年度には95.3%と上昇しており、財政の硬直化がみられます。

実質公債費比率※²については、普通建設事業の増加に伴い悪化する傾向がみられます。玖珠町における現在の実質公債費率は低くなっていますが、今後の普通建設事業の実施や地方債の発行に際しては注意が必要となります。

図表 経常収支比率等の状況

(平成16年度(2004)・平成27年度(2015)～令和元年度(2019))

(単位：%)

区 分	平成16年度 (2004)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
経常収支比率	88.8	89.8	89.5	91.2	94.6	95.3
実質公債費比率	—	3.2	2.7	2.7	2.7	2.8

※¹ 経常収支比率：

人件費、公債費等の経常的な経費に地方税、地方交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合。財政の弾力性を表し、低いほど弾力性があることを示します。

※² 実質公債費比率：

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上になると単独事業のために地方債を発行することができなくなります。

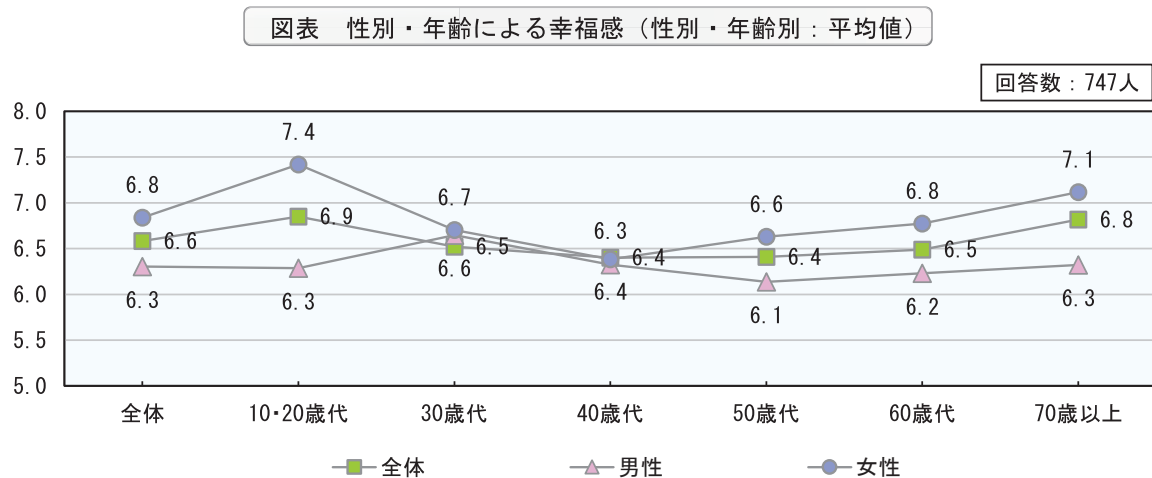
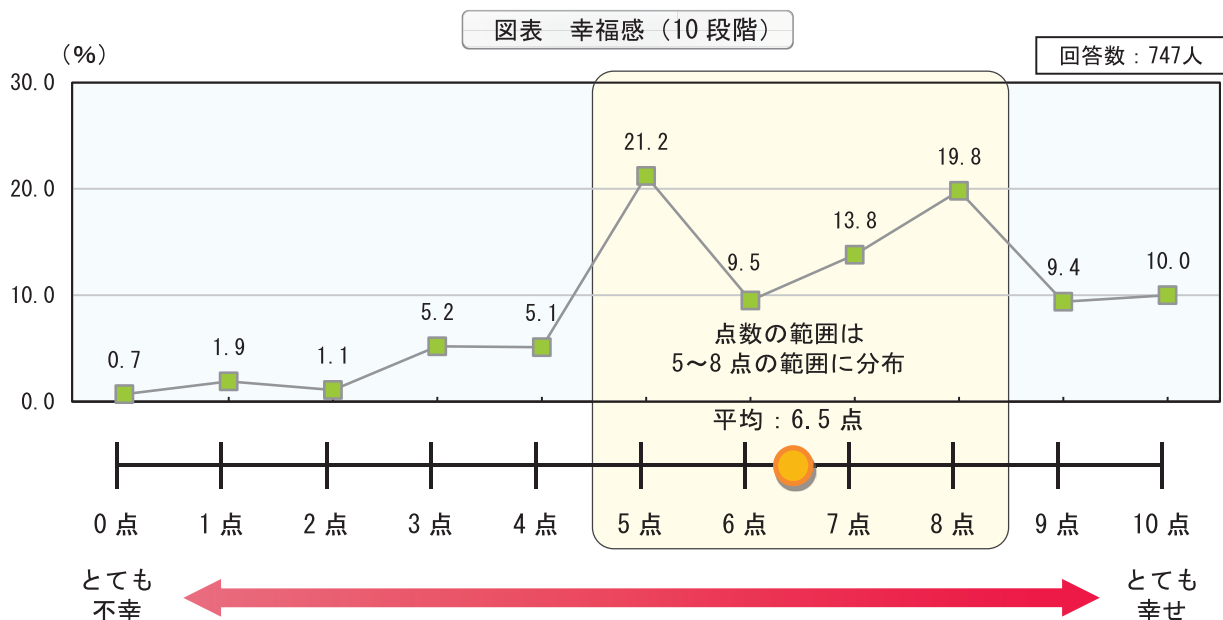
資料： 地方財政状況調査



6 アンケート調査による住民の意識

(1) 住民の幸福感について

- ◎住民の幸福感は、平均で6.5点となっており、点数別では、「5点」(21.2%)、「8点」(19.8%)、「7点」(13.8%)が上位に挙がっています。
- ◎点数は平均値に回答が集中しているのではなく、5～8点の範囲に分布しています。
- ◎性別・年齢による幸福感を比較すると、概ね男性よりも女性の方が高くなっています。年齢別では、30歳代・40歳代を除く、年齢層で性別による差がみられ、特に10・20歳代で大きな隔たりがみられます。50歳以上では年齢層が上がるごとに、男女の幸福感の差が開いていく傾向がみられます。



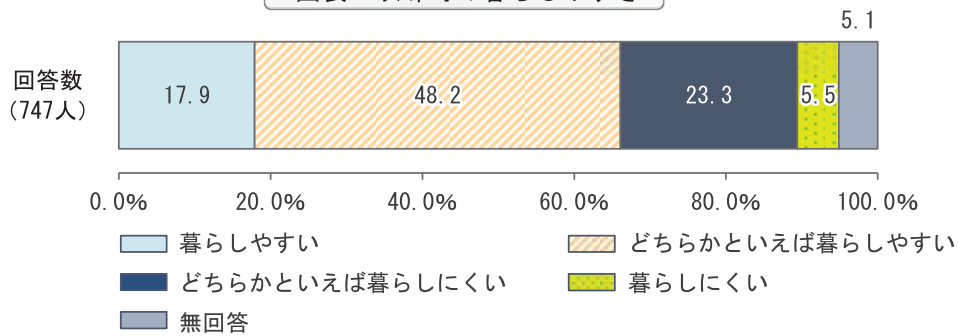
資料 アンケート調査

(2) 暮らしやすさ

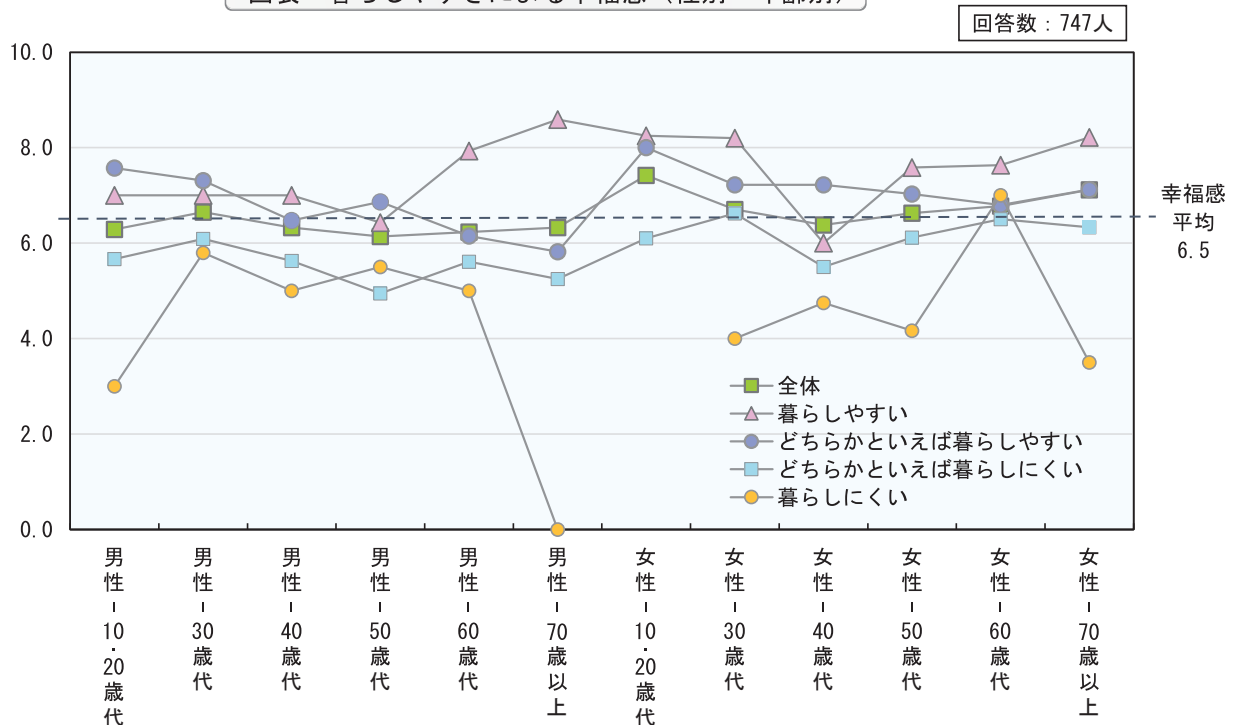
◎玖珠町の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた7割(66.1%)は「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしにくい」、「暮らしにくい」を合わせた3割(28.8%)は「暮らしにくい」と回答しています。

◎暮らしやすさごとの幸福感を性別・年齢別に比較すると、暮らしやすいと回答した方の幸福感が相対的に高くなっており、暮らしやすさと関わりのあることが考えられます。

図表 玖珠町の暮らしやすさ



図表 暮らしやすさによる幸福感 (性別・年齢別)



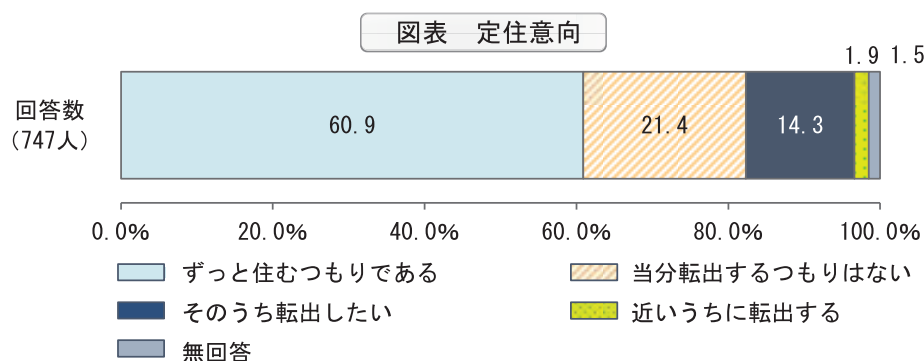
資料 アンケート調査

(3) 定住意向と住み続けたい・転居したい理由

◎玖珠町の定住意向については、「ずっと住むつもりである」が60.9%と最も多くなっています。次いで「当分転出するつもりはない」が21.4%、「そのうち転出したい」が14.3%となっています。

◎住み続けたい理由では、「自然環境にめぐまれている」(57.6%)、「地域での人間関係がよい」(30.9%)、「両親や親戚が町内に住んでいる」(30.4%)が上位に挙がっています。

◎転出したい理由では、「買い物や生活に不便」(57.9%)、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」(36.4%)、「保健・福祉・医療が充実していない」(33.9%)、を上位に挙げています。



図表 住み続けたい理由 (上位 5 位)

(「ずっと住みつもりである」「当分転出するつもりはない」と回答した人数 615 人)
(n=615)

		構成比
第 1 位	自然環境にめぐまれている	57.6%
第 2 位	地域での人間関係がよい	30.9%
第 3 位	両親や親戚が町内に住んでいる	30.4%
第 4 位	治安がよい	24.6%
第 5 位	買い物や生活に便利	24.4%

図表 転出したい理由 (上位 5 位)

(「そのうち転出したい」「近いうちに転出する」と回答した人数 121 人)
(n=121)

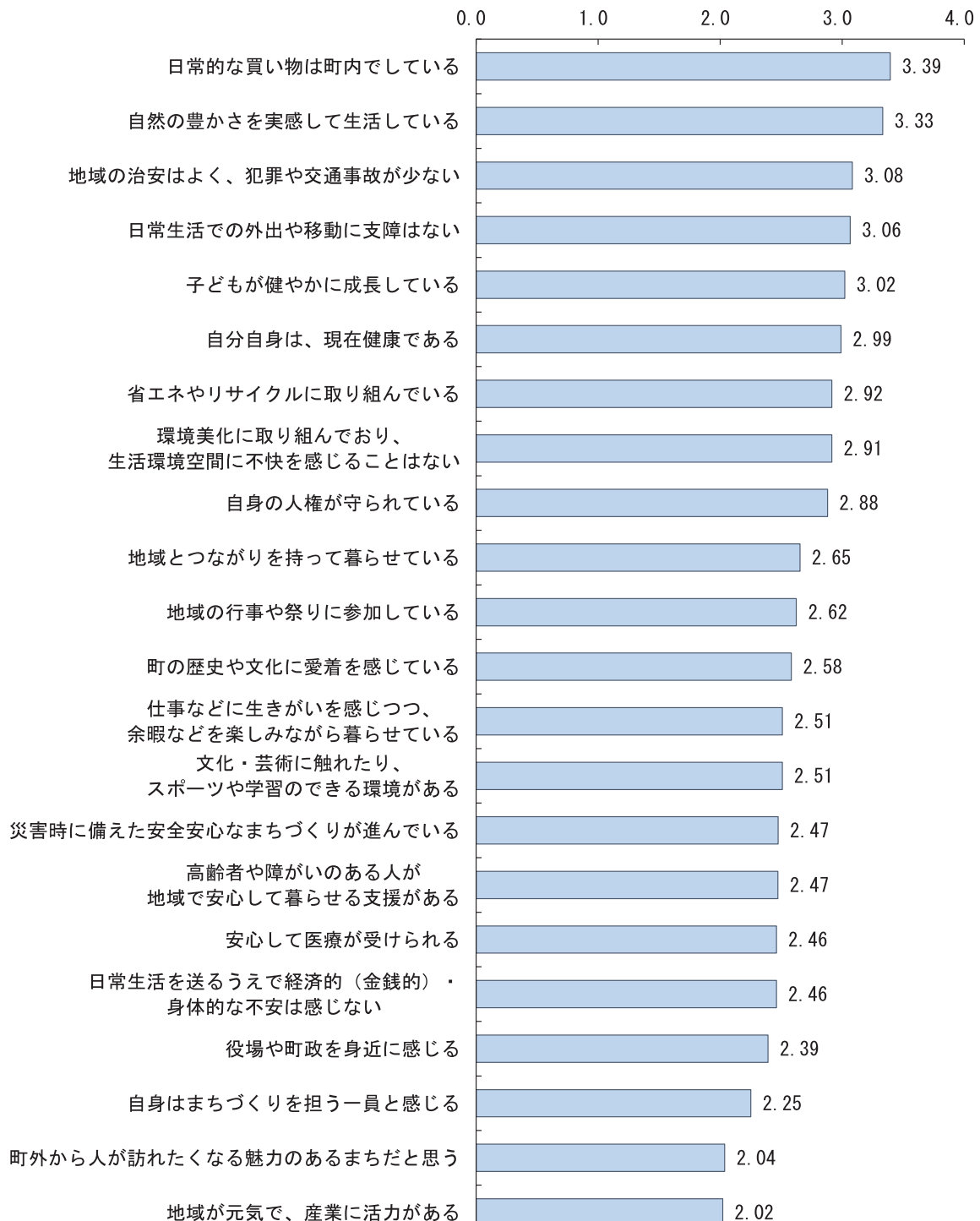
		構成比
第 1 位	買い物や生活に不便	57.9%
第 2 位	交通の便が悪い、通勤・通学に不便	36.4%
第 3 位	保健・福祉・医療が充実していない	33.9%
第 4 位	仕事・学校・家庭の事情	29.8%
第 5 位	地域での人間関係がよい	18.2%

(4) 普段の暮らしで感じることや取り組んでいること

◎普段の暮らしで感じることや取り組んでいることを4段階で指数化※した値でみると、普段の暮らしで感じることや取り組んでいることの上位には「日常的な買い物は町内でしている」、「自然の豊かさを実感して生活している」、下位には「地域が元気で、産業に活力がある」、「町外から人が訪れたい魅力のあるまちだと思う」を挙げています。

図表 普段の暮らしで感じることや取り組んでいること（※指数値）

回答数：747人

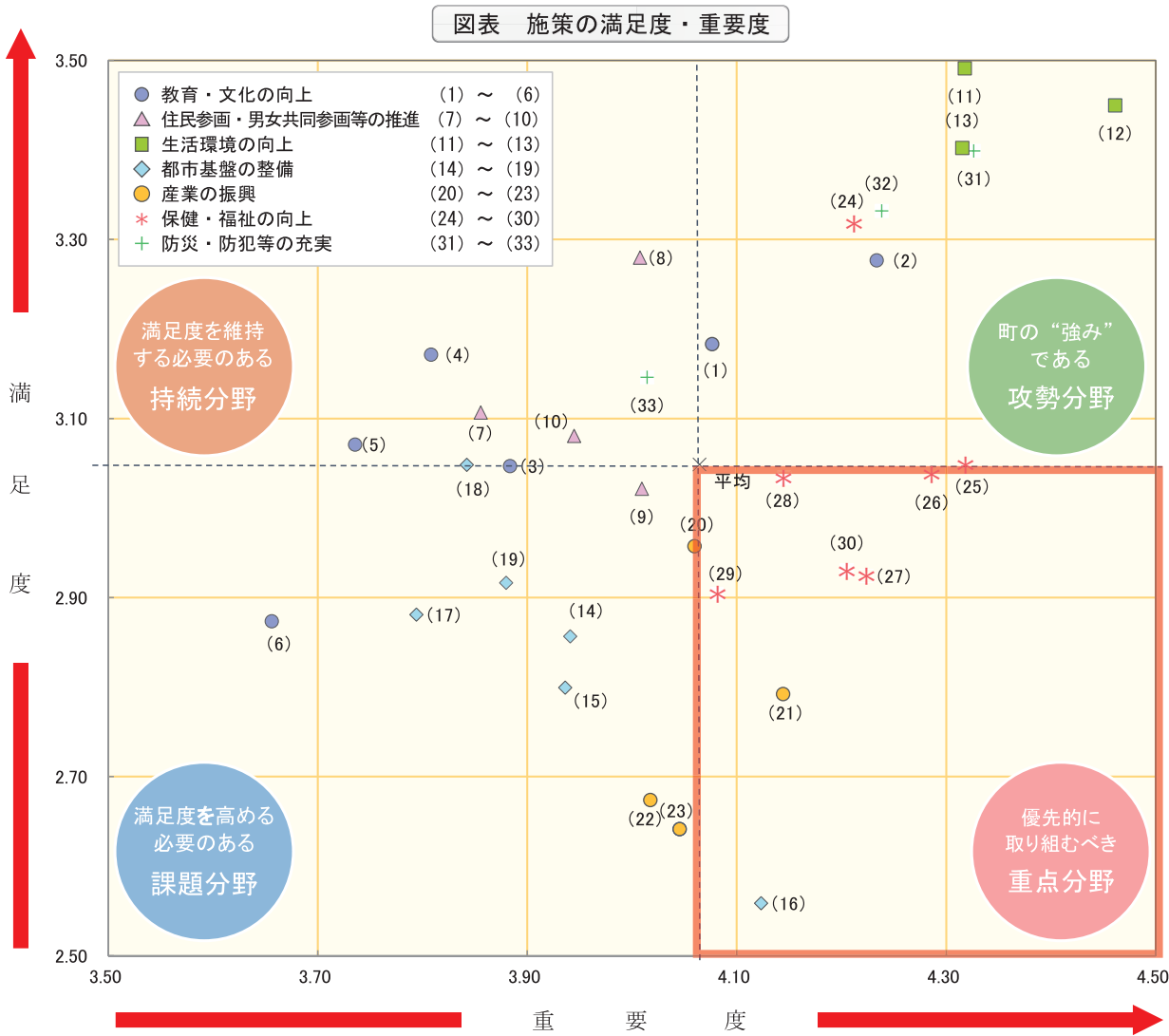


※指数化：

（「とてもそう思う」×4+「どちらかといえばそう思う」×3+「あまりそう思わない」×2+「まったくそう思わない」×1）÷ 回答数

(5) 施策の満足度・重要度

- ◎満足度の高い施策では、生活環境の向上(□)、防災・防犯等の充実(+)、重要度の高い施策では、保健福祉の向上(*)、産業の振興(●)が多く分布しています。
- ◎右下の改善・重点施策(太枠部分)については、住民の方が重要と考えているにも関わらず、満足度が低くなっています。町としてこれまでの施策を見直しなが、より一層推進する必要があります。施策の優先度が高い項目といえます。



凡 例	
(1) 小学校入学前の教育の充実	(18) 潤いのある公園・緑地の整備
(2) 小中学生の学校教育の充実	(19) インターネット等の地域情報化
(3) 子どもから大人までの学習推進	(20) 玖珠町の特性を活かした農畜産業・林業の振興
(4) スポーツの振興	(21) 企業誘致や町内企業等の工業の振興
(5) 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用	(22) 商店等の活性化や経営支援等の商業の振興
(6) 都市との地域や人材の交流	(23) 観光の振興
(7) まちづくりへの住民参加	(24) 健全な心身を育む健康づくり
(8) 地域内のつながり	(25) 生み育てやすい子育て支援
(9) 開かれた町政	(26) 高齢者が元気で暮らせる環境づくり
(10) 人権を守る・男女が共に担う社会の推進	(27) 障がい者がいきいき暮らせる環境づくり
(11) 身近な自然環境を守る	(28) 地域が支え合う地域福祉の実現
(12) 水道等の快適な生活環境の充実	(29) ひとり親・低所得者への福祉充実
(13) ごみの減量化やリサイクルの推進	(30) 介護や国保等の適正な保険制度の確立
(14) 計画的な住宅地や農地等の土地利用	(31) 防災・消防・救急対策の推進
(15) 魅力ある市街地とまち景観の整備	(32) 防犯・交通安全対策の推進
(16) 利便性の高いバス等の地域交通の整備	(33) 消費者保護の支援の充実
(17) 良好な住宅環境や町営住宅の整備	

7 玖珠町を取り巻く社会情勢

今後のまちづくりを進めるにあたっては、社会・経済の動き等、時代の変化を的確に把握し、取り組んでいくことが重要となります。

特に、新型コロナウイルス等による感染症や大規模災害の発生は、住民の生活と地域経済に大きな影響を与えます。

そこで、本計画策定にあたり、玖珠町に求められる取組を整理します。

(1) 人口減少社会の到来

国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。玖珠町においても国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計は 2030 年には約 12,000 人と見込まれる等、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大等、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されており、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいくことが必要となっています。

地域社会においては担い手不足による地域の活力や、支え合い機能の低下等、暮らしに影響を及ぼすことも懸念されることから、人口減少に対応した制度改革を進めるとともに、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域共生社会※」の実現を目指しています。

※地域共生社会：

年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず地域で暮らすすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。

(2) 長寿社会・人生100年時代の到来

我が国では人口減少と同時に、国の総人口の 21%超が 65 歳以上となる超高齢社会を迎えています。「団塊の世代」が平成 27 年に 65 歳以上となり、2025 年には後期高齢者となります。玖珠町においても平成 27 年国勢調査では 65 歳以上の方が 35%を超えており今後も高齢化が進むことが推測されます。

そのため、日常生活において支援を要する住民に対応するための担い手や、増大する医療・介護費等への対応が喫緊の課題となっています。

一方で、平均寿命の延伸に伴い、わが国は長寿社会、人生 100 年時代を迎えています。100 年という長い期間をより充実したものにするためには、玖珠町においても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった地域の力による支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を推進していかなければなりません。また、健康寿命延伸対策と併せて、生涯にわたる学習機会や、高齢者から若者まで、すべての世代の住民に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会の実現、安心して暮らすことのできる社会の形成が求められます。

(3) 次代を担う子どもを安心して産み育てる社会の形成

少子化が進行する中で、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)※をはじめ、働き方や男女の役割に係る慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもの人権の尊重、安全の確保に取り組むとともに、学校教育においては、基礎学力の向上とともに、子どもの生きる力を育むための取組が求められます。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)：

一人ひとりがやりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

(4) 地方創生と持続可能なまちづくりの推進

国と全国の地方自治体においては地方創生の取組を実施しているものの、依然として人口の東京一極集中や、少子高齢化の進行等、地方との間にさまざまな格差が拡大しています。こうした人口構造に対処するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、これまで以上に地方の個性や活力を生かしたまちづくりが求められています。

そのため、若者の移住・定住の促進に加え、「交流人口※¹」や「関係人口※²」の拡大等、人口減少社会に対応した活力の維持に取り組むとともに、人口構造の変化に対応したまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、玖珠町の持続可能なまちづくりの要である、各地区コミュニティ運営協議会が担う役割はますます重要となっています。今後、行政と各地区コミュニティ運営協議会の連携を強固なものにし、それぞれの役割を明確にしていくとともに、地域の状況に応じたきめ細やかなコミュニティを構築するために、「小さな拠点※³」の形成と「地域運営組織※⁴」づくりを検討していかなければなりません。

また、2015年の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が提唱され、国内においてもその達成に向けた推進が求められています。

※¹ 交流人口：

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客等。

※² 関係人口：

その地域と何らかの関わりがある人の数。以前住んでいた、ふるさと納税制度を通じて寄付をした等、様々なかたちで、その地域とのつながりを持つ人の総数。

※³ 小さな拠点：

複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

※⁴ 地域運営組織：

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。



(5) 社会経済環境の変化

わが国の産業構造は、技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化等を背景に、大きく転換しています。IoT(モノのインターネット)^{※1}やAI(人工知能)、ビッグデータ等の活用により、付加価値の創造や生産性の向上等の経済発展と、社会的課題の解決との両立を目指す「Society5.0^{※2}」に向かっており、新たな事業の拡大、企業の再編・整理、事業活動の再構築が進む等、大きな転換期にある中でより高い専門性や技術が求められています。

また、生産年齢人口の減少に伴う人材不足が顕在化する中、労働力の確保が課題となっているほか、長時間労働の改善や正規雇用と非正規雇用の格差是正、女性や高齢者の就労促進といった「働き方改革」が進められています。

一方で、地域産業においては、食の安全性や事業活動全般にわたる環境負荷の軽減といった観点が競争力として重視されること、観光やビジネス等の人々の新たな交流機会の広がり、地域性を前面にだした商品やサービスが注目される等、地域産業にとっての新たな方向性もみられます。

※1 IoT(モノのインターネット)：

人を使わずモノが自動的にインターネットとつながる技術のことを表します。

※2 Society5.0：

AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会の姿とされています。

(6) 安全・安心に対する関心の高まり

玖珠町では令和2年7月豪雨により、甚大な自然災害が発生しました。大分県内や国内においても、台風や集中豪雨、大規模地震等、自然災害による甚大な被害が重なっており、人々の防災意識は高まっています。住民の安全・安心な暮らしを確保していくためにも、行政による取組に加え、地域全体で見守り、支え合う社会づくりや自らの安全を自らが守るための取組が不可欠となっています。

また、虐待や暴力、いじめ等、人権や生命を脅かす事件が多発しているほか、消費生活におけるトラブル、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)[※]を介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等、地域の防災・防犯に対する不安が高まっています。

そのほかにも、食品の安全性の問題、さらには健康を脅かす感染症の発生等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題等も発生していることを背景に、住民の安全・安心の確保は、まちづくりにおいてこれまで以上に重要な取組となっています。

※SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)：

Social Networking Service の略。フェイスブック、ツイッター、LINE 等、人と人とのつながりを促進・サポートするネットワークサービスのこと。

(7) 多様な価値観を受け入れる社会の形成

個人の経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まり等を背景とした価値観や暮らし方の多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響等を受けてさらに進展しています。

また、国籍・地域や民族、性別(LGBT※¹等の性的指向・性自認※²)、障がいの有無等による違いを認め合う社会が求められており、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方の実現を後押しするとともに、まちづくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが重要となっています。

そのため、一人ひとりの個性や能力が生かされ、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

※¹ LGBT：

レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティの総称の1つ。

※² 性自認：

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもあります。

(8) 環境に配慮した生産活動・暮らし方の推進

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇等、地球規模で環境に対する意識が高まる中で、現在の自然環境を次の世代へ引き継いでいくために、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動に取り組む等、産業部門や行政の努力だけではなく、住民一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境の保全について考え、環境への負荷が少ない社会へ向けて、暮らし方を見直していくことが求められます。

企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動が展開されています。また、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の回収や再生に取り組む等、環境問題は一人ひとりが自らの生活様式に起因するという意識を高めていくことが求められています。

さらに、東日本大震災における教訓から、地域においても再生可能なエネルギーの自給に向けた取組や、持続可能なライフスタイルの実現等、環境に配慮した対応が必要とされています。

(9) 防衛施設と共存・共生するまちづくり

玖珠町には、西日本最大の日出生台演習場が存在し、その面積の80%にあたる4,007haは玖珠町の行政区にあります。また、玖珠町の中心部には、陸上自衛隊玖珠駐屯地が昭和32年9月に開設され、部隊編成を変えながら現在に至っています。

このように、玖珠町においては防衛施設の存在が極めて大きく、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいた各種事業による住環境・生活環境(ハード・ソフト)の整備が行われています。

また、自衛隊員は災害派遣はもとより、各種イベントやスポーツ活動などのまちづくりに積極的に参加されており、今後とも自衛隊との共存・共生を図りながら、地域づくりに取り組んでいく必要があります。

(10) 情報通信技術 (ICT) の進展

近年の情報通信技術 (ICT) の進展は著しく、情報通信技術とその利用環境は世界中で急速に進歩しています。

なかでもスマートデバイス※等の普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしており、社会生活の隅々に浸透するとともに、人々の生活様式やコミュニケーションに大きな影響を与えています。こうした中で、情報通信機器の使い方や活用において、情報セキュリティの確保や若者と高齢者の世代間格差、プライバシー等の新たな課題が発生しています。

※ スマートデバイス：

パソコンのような従来からある汎用のコンピュータ製品以外で、通信機能やコンピュータを内蔵し、ソフトウェアによる高度な情報処理機能を利用できる電子機器の総称。明確な定義はありませんが、スマートフォン等が該当します。

(11) 地方分権・将来に向けた行財政運営

平成 12 年の地方分権一括法を契機として、“地域のことは地域が決める”という、本格的な地方自治の時代に入っています。

地方創生にもみられるように、これからは国や県が定めた事業を行うだけでなく、自らの責任と判断で施策を実行する必要があります。そのため、自主・自立による行財政運営が求められ、多様な人材の育成や組織体制の再編整備等、人材・組織両面にわたる行政能力の向上と、健全な財政運営による強固な財政基盤が必要となっています。

一方で、住民の暮らしや社会経済活動を支える、道路・水道・河川・公園等の社会資本の老朽化が将来の行財政運営に深刻な影響を及ぼすことが考えられ、計画的な維持管理を推進する必要があります。

今後は、効率的な社会資本の整備により最大の効果を目指すとともに、既存施設の有効活用を検討する必要があります。

